

# 民事信託支援サービス

認知症になった  
ときに備えて  
子どもに不動産管理を  
任せたい。

自分の次の次の  
世代まで財産の  
承継先を決めて  
おきたい。

親が高齢になり  
今後の財産管理に  
不安がある。

## 民事信託なら、

信頼するご家族に財産の管理・処分  
を委ねることができます。

ご家族を受託者にすることで信託報酬  
等のコストを抑えることができます。

## 民事信託の仕組み

民事信託とは、ご本人（＝委託者兼受益者）の認知症の発症やご相続の発生などへの備えとして、信頼できるご家族（＝受託者）に財産を託し、その財産の管理・運用・処分を行っていただく仕組みをいいます。



## 民事信託支援サービスの流れ

### 1 ご相談

朝日信託担当者がお客様の財産やご家族状況、お悩みをお伺いします。



### 2 信託のご説明

お客様及び信託財産をお任せする方（受託者）等に、信託のスキームや受託者の職務内容等についてご説明します。



### 3 信託契約の締結

お客様と受託者の方との間で信託契約を締結します。締結いただく信託契約書の書式は朝日信託が提供いたします。



### 4 信託の開始

信託開始後は、受託者の方が信託契約の内容に従って、信託財産の管理・運用を行っていくことになります。

## 民事信託支援サービスの手数料

信託契約書の書式ご提供時に、以下の費用をお支払いいただきます。

信託財産の価額	手数料率（消費税込）
1億円以下の部分	1.10%
1億円を超え3億円以下の部分	0.55%
3億円を超え5億円以下の部分	0.33%
5億円を超える部分	0.22%

※最低報酬額は、550,000円（消費税込。但し、遺言信託をご契約いただいた方（既存のお客様も含む）は330,000円（消費税込））です。

※受託者支援サービス（アフターフォロー）は、信託の組成に直接関係する相談に限って、別途有料で対応いたします。

朝日信託は、法律・税務・財務のトータルファーム朝日中央グループを母体として設立された会社です。朝日信託の役員、社員の多くは法律・税務・財務の専門家である弁護士、公認会計士、税理士です。法務問題、税務問題についても、専門的な知見からの確かなアドバイスをご提供させていただきます。



金監第2483号

株式会社朝日信託

ホームページ <https://www.a-t.jp>

東京本店

東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル19階  
TEL ☎ 03-3580-3471 FAX ☎ 03-3580-3465

大阪支店

大阪市北区中之島2丁目2番7号 中之島セントラルタワー4階  
TEL ☎ 06-6205-3860 FAX ☎ 06-6205-3861

横浜支店

横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号 横浜ランドマークタワー17階  
TEL ☎ 045-227-8611 FAX ☎ 045-227-8612

福岡支店

福岡市博多区博多駅前3丁目10番12号 J-MAXビル2階  
TEL ☎ 092-477-6730 FAX ☎ 092-477-6733

名古屋支店

名古屋市中村区名駅3丁目25番9号 堀内ビル2階  
TEL ☎ 052-533-1290 FAX ☎ 052-533-1291

札幌支店

札幌市中央区南一条西2丁目5番地 南一条Kビル7階  
TEL ☎ 011-218-6207 FAX ☎ 011-218-6208